

## 桶川市体育施設設置管理条例別表（第17条関係）

（平成2条例16・全改、平成2条例22・平成5条例10・平成6条例5・平成13条例10・平成17条例33・平成17条例35・平成20条例7・平成23条例6・平成24条例1・平成26条例11・平成27条例5・一部改正）

施設名	区分		利用単位	利用料金	摘要	
桶川 サ ン・ア リー ナ	メイ ンア リー ナ	全面利用	専用	1時間	3,600円	
			照明料	1時間	1,600円	
	一部 利用	バドミ ントン コート 1面	専用	1時間	300円	
			照明料	1時間	100円	
		バレー ボール コート 1面	専用	1時間	1,200円	
			照明料	1時間	400円	
		バスケ ットボ ールコ ート1 面	専用	1時間	1,800円	
			照明料	1時間	500円	
	サブ アリ	全面利用	専用	1時間	800円	

一ナ		照明料	1 時間	4 0 0 円		
	一部 利用	バドミ ント ン	専用	1 時間	2 0 0 円	
		コート 1 面	照明 料	1 時間	1 0 0 円	
卓球 場	全面利用		専用	1 時間	7 5 0 円	利用条件は、別に定 める。
	卓球台 1 台		専用	1 時間	1 5 0 円	
柔道場			専用	1 時間	9 0 0 円	
			1 / 2	1 時間	4 5 0 円	1 0 人以内で利用 する場合
剣道場			専用	1 時間	9 0 0 円	
			1 / 2	1 時間	4 5 0 円	1 0 人以内で利用 する場合
弓道場			専用	1 時間	5 0 0 円	
			1 / 5	1 時間	1 0 0 円	2 人以内で利用す る場合
トレーニング室			共用	1 人—1 時 間	2 0 0 円	2 時間を超える場 合は 5 0 0 円とし、 1 人 1 回 3 時間ま でとする。
				1 人—1 . 5 時間	3 0 0 円	

			定期 利用 1か 月	1人 —1 時間  1人 —1. 5時 間  1人 —2 時間  1人 —3 時間	1,600 0円  2,200 0円  2,800 0円  3,500 0円	定期利用は1日1 回までとする。
		ジョギングコース	専用	1時間	500 円	ジョギングコース だけを利用する場 合
			共用	1人—1時 間	100 円	
会議 室	全面利用	専用	1時間		200 円	運動利用の場合の 利用料金は、当該各 項の利用料金に1. 5を乗じて得た額 とする。
	1 / 2	専用	1時間		100 円	
	研修室	専用	1時間		100 円	
桶川 市新	A面	全面利用		1時間	1,000 0円	

小針 領家 グラ ウン ド		半面利用	1 時間	5 0 0 円
	B面	全面利用	1 時間	5 0 0 円
桶川 市舎 人ス ポー ツ・パ ーク	テニスコー ト	1 面	1 時間	3 0 0 円
	フットサル コート	1 面	1 時間	5 0 0 円

## 備考

- 1 中学生以下の者が利用する場合又は中学生以下の者を主たる対象として利用する場合における利用料金は、この表に定める利用料金（照明料を除く。）の2分の1の額とする。
- 2 鴻巣市及び北本市に住所を有しない者並びに市内に住所、事務所、事業所等を有しない者が利用する場合又はこれらの者を主たる対象として利用する場合における利用料金は、この表に定める利用料金の倍額とする。
- 3 この表に定める照明料は、利用者が教育委員会の定める照度を超える照明を利用する場合に徴収する。